

平成26年度 定期監査の結果に関する報告書

平成27年3月27日

第1 監査の概要

地方自治法第199条第4項の規定による平成26年度における財務に関する事務の執行状況及び経営に係る事業の管理について定期監査を実施した。その結果は次のとおりである。

1 監査の実施方針

監査を実施するに当たっては、事務事業の執行が予算及び法令等に基づいて行われているかという観点から検証するとともに、契約関係について、法令等に基づいた適正発注がなされているか、各種補助金の支出事務が適正かという観点に留意して実施した。

2 監査の実施状況

全部局等を対象に平成26年4月1日から平成26年12月31日までを対象期間とする定期監査調査を徴し、関係諸帳簿並びに書類等について事前審査をするとともに、平成27年2月20日から2月25日まで、下記の6課についてヒアリングを実施した。

監査実施機関	監査実施期日	監査実施機関	監査実施期日
振興開発課	2月20日	下水道課	2月23日
学校施設課	2月20日、25日	道路課	2月23日
—	—	都市計画課	2月23日
—	—	企画調整課	2月23日

第2 監査の結果と概要

定期監査の結果、各課等における予算の経理、財産管理など財務に関する執行及び経営に係る事業管理は、おおむね適正になされていると認められたが、一部に指摘・改善等を要するものがあつた。

各課の状況等については次のとおりである。

1 振興開発課について

○文化観光創出事業について

一括交付金事業により城址公園の用地購入費と補償金の予算措置を行い、県が事業実施している沖縄空手会館、工芸の杜の用地を除く全体（民間活用ゾーンは今後検討事項）の購入を考えている。

○瀬長島観光拠点整備事業について

瀬長島の整備については、以前から何度か計画があるも、なかなか実施できない状況であつたが平成24年度から一括交付金を活用し瀬長島の基本計画の策定を行い、基本計画に基づいた整備を平成28年度完了予定で事業を実施している。予算規模については、一括交付金の他に市道153号線の道路整備も含めて、概算で14億円程度を見込んでいます。

用地取得については、瀬長島の大部分は市有地で国有地部分は平成25年度に購入。その他一部字有地があるが、字有地については字との交渉で売却しないとの回答であったため、市では整備せず、市としては民間活用と位置付けている。

瀬長島整備の進捗状況については、西海岸テラスゾーン、自然海浜ゾーンは、今年度5月末に完成。津波等の際にすぐに避難できる展望台への非難通路については豊崎側の避難通路は完成しており、空港側については現在工事中である。

展望広場の整備については、計画変更により面積を拡大。駐車場は関係機関の指導等も受けながら整備している。また植栽等の整備も行い、事業の繰越を予定している。

屋台村については、民間活用で瀬長島ホテルが整備を行っている。

瀬長島や城址公園の整備により市民や県民、観光客のさらなる憩いの場となるよう期待したい。
指摘事項なし。

2 学校施設課について

座安小学校の改築、ゆたか幼稚園、小学校の新校舎建設をはじめ、次年度以降上田幼稚園、上田小学校、豊見城中学校の改築に向けて多忙な時期であるが、教育環境の整備及び改善に向けて今後とも職員一丸となり、業務遂行に取り組んでいただきたい。

指摘事項なし。

3 下水道課について

下水道使用料の徴収率については99%を見込んでいるとのこと。使用料の徴収については水道課と連携を密にし、収納率の向上を図られたい。

平成32年度予算・決算までに公営企業会計への移行が閣議決定されたことに伴い、平成27年度から平成31年度までの5年間を公営企業会計適用の「集中取組期間」としていることから、同課としても次年度以降、職員一丸となり公営企業会計への移行に向け取り組んでもらいたい。

下水道課におかれましては、市民の衛生的な生活と自然環境保全を守るためにも公共下水道利用促進（基金制度）への周知等を図り、公共下水道への接続率の向上への取り組んでもらいたい。

指摘事項なし。

4 道路課について

○環境美化管理委託料について

同事業は一括交付金を活用し、観光客が多い豊崎地区及び観光施設（瀬長島ホテル、ちゅらさんビーチ、レンタカーステーション）につながる市道6号線（瀬長島への海中道路）他路線において地域のイメージアップを図るため、道路に植栽（プランターを利用）やその通りの植樹柵の草刈りを行っている。

道路課におかれましては、市民の日常生活において重要な生活道路や排水路、橋梁、標識等について、通行人や車両通行の安全確保を図るために今後とも点検や補修、整備に取り組んでもらいたい。

指摘事項なし。

5 都市計画課について

○改良住宅使用料（滞納繰越分）徴収率について

滞納繰越分については平成23～25年度までの過年度分となっており、12月末で徴収率は33.27%。1月31日現在では収入済額が1,889,200円。徴収率は34.78%となっている。明渡訴訟の2名分が平成23～25年分が徴収できていない状況であるが、この2名以外は随時徴収している。

○改良住宅明渡等訴訟（繰越分 850,000 円）について

平成 25 年度予算で弁護士委託料（裁判 2 名分）。内訳は裁判の実費分と強制執行手数料分。

12 節の手数料（62 万円）は 31 万円（予納金 6 万円＋実費分 25 万円）の 2 名分。13 節は裁判の実費分（交通費や日当）となっている。強制執行については状況を見ながらの判断となる。

市改良住宅は住宅供給公社が指定管理を受けているが、指定管理業務の中には訴訟等は含まれていないため市で裁判を行っている。明渡等の住民との交渉等については住宅供給公社と連携して行っている。

○民間住宅耐震化促進事業費補助金について

昭和 56 年以前に建築された建物において耐震不足が懸念される住宅があるため、対象となりうる住宅を所有する方に対し耐震診断を受ける費用の一部を補助。耐震調査後、修繕が必要であれば、修繕費も補助していく。

○景観計画策定委託料と西海岸地区活性化事業委託料について（一括交付金事業）

景観法に基づく景観計画であるが、本市の豊かな自然や集落風景、特徴的な歴史・文化として拝所等の景観を守るため景観計画を策定し、建築を行う際は本市の景観に配慮した建物の色合い等を定め景観を守っていくものである。本事業は平成 25 年度から平成 27 年度の 3 年計画の事業である。

西海岸地区（ゴルフ場周辺地区）については、本市が物流特区に指定されたことや、地域医療支援病院の立地が計画されていることを受け、ゴルフ場跡地や与根サッカー場・野球場も含めて、物流関係や医療関連施設を中心とした土地利用の検討を行った。

○都市計画マスタープラン改訂事業について

都市計画法第 18 条の 2 の第 1 項に規定により市町村が都市計画に関する基本的な方針を定める都市計画マスタープランが平成 21 年 3 月に策定されたが、本市の上位計画が変更されたことや社会情勢の変化などに伴い、県のマスタープランや本市の総合計画等と適合していなければならないため、現在策定されている都市計画マスタープランの改定が必要である。改定については平成 26 年度の基本調査を基に素案を作成し、平成 28 年度に改定する計画である。

都市計画マスタープランの改定にあたっては、市民の意見を十分に取り入れ、その意見を反映させながら、さらなる魅力ある豊見城市の街づくりの推進を期待したい。

指摘事項なし。

6 企画調整課

○一括交付金事業について

本市は今年度当初予算（歳入）では 904,908,000 円を計上したが、12 月に 986,545,000 円の補正増を行い予算現額は 1,891,453,000 円となった。

一括交付金については、各自治体の財政状況により事業実施が厳しい自治体もあるが、本市においては担当課からの説明では県から 12 億円の追加交付の話もあり、県内でもうまく一括交付金を活用しているのではとの説明であった。

一括交付金により各種事業を展開しているが、城址公園の用地購入事業や瀬長島の整備については大きな事業で市民、県民、観光客にも有効活用できる施設となることが期待できる。

今後とも一括交付金を活用した事業の展開を期待する。

○ふるさとづくり寄附金について

ふるさと納税自体は以前からあるが、これまで寄付した方へのお礼については、広報紙等を郵送していたが、平成 26 年度にカタログを作成し、寄付額に応じた特典品の内容も充実されたことから、今年度は寄付が増えているので、さらなる寄付金の増を期待したい。

○対米請求権地域活性化助成金について

同助成金については、平成26年度までは600万円の助成を受けていたが、全市町村対象に助成金を減額する旨の通達を受け平成27年度から助成金が480万円とのことである。

助成金の使途については、財政課で各課へ配分されるが、今後も減額となっていくことが予想されるため、限られた予算の有効活用に努められたい。

指摘事項なし。

指摘・改善等を求める事項について

1 旅費及び資金前渡、概算払いの精算事務について

豊見城市職員の旅費に関する条例第13条及び豊見城市職員の旅費支給規則第9条において旅費の精算は「旅行の完了した日の翌日から起算して2週間」、豊見城市会計規則第64条及び第69条において資金前渡及び概算払いの精算は、資金前渡「常時継続して受け、かつ、支払う経費は翌月の7日まで」、「前号以外の経費 要務が終了した日から10日以内」、概算払いについては「要務を終了した日から10日以内」で処理することになっているが、規則に沿った精算事務が遅延している事例や用務終了後3カ月以上経過しているが未精算の事例が下記のとおりで、適切な事務処理に努められるよう注意を喚起したい。

(精算事務遅延)

- ・旅費精算：学校教育課2件、水道部総務課1件、都市施設課2件。
- ・資金前渡、概算払の精算：学校教育課1件、農業委員会2件、都市施設課1件。

(未精算)

- ・資金前渡未精算：生涯学習振興課1件（9月10日受領分）

2 予算の計画的かつ効率的な執行について

定期監査については、毎年12月末時点の執行状況により監査を実施しているが、監査時点において未執行の事業があるため、事業実施については計画的に取り組むよう注意を喚起したい。

3 補助金の支出及び効果について

各種団体への補助金の支出については、交付目的に沿って更正かつ効率的に使用されるよう、予算編成方針・予算概算見積要領に従い、補助を受けた団体の事業計画、決算状況を十分に把握し、不適切と思われる支出や毎年度の繰越金が多い団体については、指導、助言を行い、また補助金の交付額の見直し等を積極的に行うよう検討を要すべきではないかと考える。

4 未収金の徴収について

滞納繰越分の未収金について、担当課においては徴収率向上に向け事務処理を行っていると思われるが、市民に不公平が生じないよう、さらなる徴収率の向上に向け取り組んでいただきたい。

むすび

各課等におかれましては、指摘事項等について内容確認の上改善を図られたい。

また、業務の現状や課題を振り返るとともに事務処理におけるチェック体制を徹底し、業務の適切かつ効率的な進行管理をお願いしたい。